

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する省令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第九条の八第二項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>四の二 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券</p> <p>五 七 (略)</p> <p>八 法第九条の八第二項第十七号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証券</p> <p>(削除)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 法第九条の八第二項第十七号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金利先渡取引(当事者間において、あらかじめ将来の特定の日)以</p>	<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第九条の八第二項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 七 (略)</p> <p>5 前項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第十号に掲げる金銭債権の取得又は譲渡の事業について、これを準用する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(新設)</p>

下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。)

二 為替先渡取引(当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。この号において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。この号において同じ。))を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日とし

て行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。)

三 直物為替先渡取引(当事者間において、あらかじめ元本として定められた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいう。)

四 店頭金融先物取引(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。)

五 商品デリバティブ取引(当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(ただし、差金の授受によつて決済される取引に限る。)をいう。)

六 クレジットデリバティブ取引(当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引をいう。)

七 スワップ取引(当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれ

れが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引
その他これに類似する取引をいう。)

八 オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において
前七号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる
権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して
対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(金融先物
取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等に該当するものを除
く。)をいう。)

7 法第九条の八第二項第十八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める
ものは、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第八
項に規定する商品市場における取引の委託の媒介又は代理とする。

8 前四項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第五項の規定に
より行つ法第九条の八第二項第十号、第十七号及び第十八号に掲げる金
銭債権の取得又は譲渡の事業について、これを準用する。

(新設)

(新設)